

質 問 回 答 書

件 名 : 鎌倉市交通需要管理検討業務委託

鎌倉市交通需要管理検討業務委託公募型プロポーザル募集要領に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

番号	(上段) 質問内容 / (下段) 回答	募集要領等の該当頁
1	担当者について、「道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務」「学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会（審議会・協議会）の運営支援に関する業務」「ITSに関する業務」「交通の社会実験に関する業務」のいずれも業務実績がない担当者を配置した場合、加点なし・減点・非選定のうち、どの評価となるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要領P 6、P 10 ・募集要領様式集P 7、P 8 ・審査基準
	担当者の評価は「4 技術提案書等の審査評価（3）評価項目」におけるそれぞれの評価基準ごとに行います。業務実績がない担当者を配置した場合、そのことだけをもって非選定とはなりません。当該評価基準については、業務実績がある担当者を配置した場合に比べて低い評価となります。	
2	鎌倉市の定例行事等（市議会など）や次年度予算要求スケジュール（平成30年11月末まで）について、開催スケジュールや本業務上で求められる対応事項をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書P 1、P 2 ・募集要領P 6、P 11 ・審査基準
	市議会の予定は、9月5日から約2週間、12月5日から約2週間、2月13日から約1カ月間、となっております。また、次年度予算要求スケジュールとして、平成31年度に行う業務について、概要を掴んだうえで必要な予算額を平成30年11月末までには算出する必要があります。市議会の開催期間中は余裕を持ったスケジュールとする、翌年度に行う業務の費用の算定を平成30年11月末までに行う、といったことを考慮しつつ全体の業務スケジュールをご提案ください。	
3	公募型プロポーザル募集要領8(3)イの表のうち、2 業務実施体制【様式1-6】において、「管理技術者」と「管理責任者」の記述がありますが、管理技術者と管理責任者は同一であるとの認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要領P 10
	公募型プロポーザル募集要領8(3)イの表における「管理責任者」は「管理技術者」のことであり、同一です。	
4	仕様書4(1)アに示されている、「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」において行われる社会実験の内容について、閲覧することは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書P 1
	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所のホームページに、平成29年12月12日（火）に開催された「第1回鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」の資料が掲載されています。当該協議会において行われる社会実験に関する情報については、掲載資料の中の「資料-5 今後の進め方について」などを参考にしてください。	
5	仕様書4(2)に示されている、「国土交通省が設置する実験協議会」は、鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会と同一であるとの認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書P 2
	仕様書4(2)に示されている、「国土交通省が設置する実験協議会」は「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」のことであり、同一です。	
6	仕様書4(3)に示されている、「調査分析」は、文献調査といった机上調査が主であり、アンケート調査や現地踏査といった現地調査は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書P 2
	仕様書4(3)に示されている調査分析の内容は、業務の進捗により、発注者と受注者との協議の上で決定されます。なお、この調査分析は机上調査に限ったものではありません。	
7	本業務の受注者となった場合、平成31年度の社会実験の受注者となれないといった制限があればご教示ください。	
	現時点における鎌倉市の制度においては、本業務の受注者となった場合に平成31年度に実施予定の社会実験の受注者となれない、という制限はありません。	

注1：本資料は、鎌倉市交通需要管理検討業務委託公募型プロポーザル募集要領に基づき、公表日（平成30年5月10日）から平成30年5月17日17時までに提出された質問に対して回答するものです。

注2：質問に対する回答内容は、募集要領等の追加又は修正として扱います。